

4月から

特別養護老人ホーム入所条件 要介護3以上に改正

■問合せ 健康福祉課介護保険グループ ☎74-30001

特別養護老人ホームは、これ

までも、重度の要介護状態で、ご自宅での生活が難しい方が、優先的に入所できま

したが、介護保険法が改正さ

れ、4月から、原則として要

介護3以上の方が入所でき

ることとなりました。要介

護1や同2の方でも、やむを

得ない事情により、特別養

護老人ホーム以外での生活が困

難な方については、特例的に

に入所できます。

特別養護老人ホーム

Q&A

Q. 特別養護老人ホームはど

んなところですか？

A. 特別養護老人ホームは、

特に、重度の要介護状態であ

る高齢の方に対する介護サー

ビスを提供する施設で、主に

社会福祉法人により運営され

ています。

Q. どうして要介護3以上の

方に入所が限定されるのです

か？

A. 現在、特別養護老人ホー

ムの入所を希望しているにも

かかわらず、在宅生活を続け

る重度の要介護状態の方が多

数おり、そのような方が、こ

れまで以上に優先的に同ホー

ムに入所することができると

う、原則として要介護3以上

の方だけに入所基準を見直す

こととしました。

Q. 要介護1や同2で、入所

が認められるのはどのような

場合ですか？

A. 特別養護老人ホーム以外

での生活が困難な事情がある

場合で、次のような方です。

①認知症で、日常生活に支障

を来すような症状等が頻繁

に見られること

れること

③ 深刻な虐待が疑われること

などにより、心身の安全・

安心の確保が困難な状態

であること

④ 単身世帯等家族等の支援が

期待できず、地域での介護

サービスなどの供給が不十

分であること

Q. 要介護1や同2で、入所

するための手続きを教えてください。

A. 特別養護老人ホームに入

所申込みをする際に、特別養

護老人ホーム以外での生活が

困難である事情について、申

込書等に記載していただく必

要があります。

施設は、その申込みを受け

て、必要に応じて市町村の意

見も聞きながら、特例入所の

対象として認められるか、重

度の要介護状態で入所を待っ

ている方と比較して優先的に

入所することが適当か、検討

していくこととなります。



保育所に入所していないお子さんの 一時預かり保育を拡充します

問合せ
教育委員会 管理課 (☎74-3009)
子育て支援センター (☎76-2008)



一時預かり保育は、保護者の方の突然の病気、通院、介護、買い物、育児のリフレッシュなどの理由で利用することができます。

洞爺湖町ではこれまで「子育て支援センター」で一時預かり保育を行っていましたが、6月1日から洞爺湖温泉地区、洞爺地区でも実施します。

- 実施施設 本町保育所(☎76-2673)／桜ヶ丘保育所(☎75-2088)／洞爺保育所(☎82-5559)
※本町保育所での実施に伴い、子育て支援センターでの実施はいたしません。
- 対象児童 離乳食を完了している満1歳以上の保育所へ入所していない洞爺湖町に住居登録がある児童
※住居登録が無い場合でもお預かりできる場合があります。ご相談ください。
- 利用日・時間 月曜日～土曜日 午前8時30分～16時30分
※1か月12日まで
- 利用料 1時間250円 給食利用1食200円
1時間未満でも1時間分の利用料金となります。
- 申込み 各保育所へ直接お申し込みください。利用日希望日の前日15時まで(印鑑必要)
※利用日1週間前までに利用登録が必要です。
- その他 定員を超える場合(各保育所1日2人)やお子さんの体調がよくない場合(投薬はいたしません)など、場合によってはお預かりできないこともあります。